

工事請負及び業務委託契約における前払金の請求について

- ① 前払金の請求に必要な書類について
- ② 工事等前払金申請書（記載例）
- ③ 請求書（記載例）
- ④ 【参考】公共工事の前払金に関する規則及び取扱要領

① 前払金の請求に必要な書類について

1. 工事等前払金申請書（指定様式）
2. 請求書（指定様式）
3. 前払金保証の保証証書 正本〔建設業保証(株)発行〕
4. 前払金保証の保証証書 副本〔建設業保証(株)発行〕

各1部ずつ、計4部を綴じずに提出して下さい。

④【参考】公共工事の前払金に関する規則及び取扱要領

公共工事の前払金に関する規則 <抜粋>

制 定 昭和 28 年 4 月 1 日 規則 32

最近改正 平成 24 年 3 月 30 日 規則 64

(目 的)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)附則第 7 条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事又は測量に要する経費の前払金に関して規定することを目的とする。

(前払の対象及び率)

第 2 条 前条に規定する工事又は測量(以下「工事等」という。)に関しては、当該工事等の請負人に対し、次の各号に掲げる工事等の区分に応じて、当該各号に定める割合を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。

- (1) 土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)で請負代金額が 1,000,000 円以上のもの 請負代金額の 4 割 ※附属設備を含む
 - (2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で請負代金額が 1,000,000 円以上のもの 請負代金額の 3 割 ※附属設備を含む
 - (3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で請負代金額が 1,000,000 円以上のもの 請負代金額の 3 割 ※附属設備を含む
- 2 前項第 1 号に掲げる工事が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとなったときは、同項の規定により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の 2 割を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。
- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること
 - (4) 当該工事において、大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)第 55 条第 2 項に規定する部分払の請求がされていないこと

(債務負担行為に基づく数会計年度にわたる契約の取扱い)

第 3 条 前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる工事について債務負担行為に基づき数会計年度にわたる契約を締結する場合(国との協議等により当該工事に係る予算執行の計画が調整されている場合その他契約の性質上、市長が各会計年度ごとに前払金を支払うことが適当でないと認める場合を除く。)における同条の規定の適用については、同

条第1項中「前払金」とあるのは「各会計年度ごとに前払金」と、同項第1号中「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の予定される出来高に相応する請負代金額（以下「出来高予定額」という。）の」と、同項第3号中「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の」と、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号」と、「請負代金額の2割」とあるのは「各会計年度ごとに、当該会計年度の出来高予定額の2割」と、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事の実施期間」と、同項第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度における工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、同項第4号中「おいて、」とあるのは「おいて、当該会計年度における次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号の規定による前払金の請求を行った後に」とする。

- 2 会計年度の第4四半期において前項に規定する契約を締結する場合における同項の規定の適用については、当該契約を締結した会計年度及びその翌会計年度を併せて1の会計年度とみなすことができる。
- 3 前2項の場合において、当該会計年度の前年度末における出来高に相応する請負代金額が当該会計年度の前年度までの出来高予定額に達しないときは、当該請負代金額が当該出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前払金を支払わないものとする。

（前払金の追加払等）

第4条 前払金の支払後、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の請負代金額が当初の請負代金額の2割以上増減した場合においては、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を追加して支払い、又は返還させることがある。

- 2 前払金の支払後、請負代金額が減額により第2条第1項各号に定める金額未満となったときは、同条の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

（前払金の返還）

第5条 次の各号の1に該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき
- (2) 請負契約を解除したとき

公共工事の前払金取扱要項 <抜粋>

市長決裁 昭和 28 年 3 月 27 日
最近改正 平成 26 年 7 月 1 日

(趣 旨)

第 1 公共工事の前払金に関する規則（昭和 28 年規則第 32 号。以下「規則」という。）に基づく土木建築に関する工事又は測量の前払金の事務取扱については、別に定めるもののほか、本要項によるものとする。

(前払の率等)

第 2 規則第 2 条の規定による前払金の率は、当分の間、同条第 1 項第 1 号に掲げるものについては請負代金額の 4 割又は同条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げるものについては請負代金額の 3 割、同条第 2 項に掲げるもの（以下「中間前払金」という。）については請負代金額の 2 割（ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額は請負代金額の 6 割を超えないものとする。）とする。

(前払の適用除外)

第 3 前第 2 の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるときは、前払金支払の率を減じ又は前払金を支払わないことができる。

(前払率等の明示)

第 4 第 2 に定める前払金の率等は入札公告、指名通知書又は見積書に記載して明示する。

(中間前払金に係る認定)

- 第 5 中間前払金を支払うにあたっては、あらかじめ、当該工事が規則第 2 条第 2 項の要件に該当することについての認定をしなければならない。
- 2 前項の認定を行うにあたっては、受注者に認定請求書（様式 1）及び工事履行報告書（様式 2）の提出を求めるものとする。
 - 3 前項に定める書類の提出があった場合には、直ちに認定を行い、その結果が妥当と認められるときは、認定調書（様式 3）により受注者へ通知するものとする。

(債務負担行為に係る契約の取扱い)

- 第 6 規則第 3 条第 1 項に規定する契約を締結する場合における第 2 の規定の適用については、同規定中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。
- 2 前項の場合において、契約締結年度の翌年度以降に当該年度の当初前払金を支払うにあたっては、当該工事が、規則第 3 条第 3 項に定める出来高予定額に達していることについての認定をしなければならない。ただし、前年度末における当該工事の部分払の請

求のための既済部分に係わる検査により当該出来高予定額に達していることについて確認できる場合はこの限りでない。

3 前項の場合においては、前第2項及び第3項の規定を準用する。

(前払工事の特約事項) ※契約約款に記載済み

第7 前払金を支払う工事等の請負契約書（契約約款を含む。）には、次に掲げる特約条項を記載するものとする。

- (ア) 第2に定める率により前払をすること
- (イ) 前払金は受注者が保証事業会社と保証契約を締結し、かつ、その保証書を市長に提出した後に支払うこと
- (ウ) 中間前払金の認定手続に関すること
- (エ) 規則第3条の規定により、前払金を追加払し、又は返還させること
- (オ) 工事等の部分払をするときは、契約規則第55条第3項の規定により支払うこと
- (カ) 前払金を当該請負工事等の材料費、労賃、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却させる割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費その他必要な経費以外の支払に充当してはならないこと
- (キ) 請負契約を解除したときは、当該工事等の出来高部分に相応する請負代金額と支払済の前払金額とを相殺し、前払金になお余剰があるときはその余剰額を返還させること
- (ク) 債務負担行為にかかる契約にあつては、前各号に掲げるもののほか、各会計年度における請負代金の支払いの限度額、支払限度額に対応する出来高予定額、各会計年度における前払金の支払方法等に関すること
- (ケ) その他必要な事項

(前払金の整理)

第8 前払金の整理については、部分払のつど、前払金精算額を部分払金額から差引いて行うものとする。